⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（2⑵の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　平成10年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事として認める。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者

㋐　同種工事　土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が55万㎥以上ある道路土工工事

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外

㋐　同種工事　土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が25万㎥以上ある道路土工工事

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む。）している期間とする。

①　専任の主任（監理）技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理）技術者のうち１名以上が、元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

㋐　同種工事　土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が25万㎥以上ある道路土工工事

③　現場代理人・主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が該当工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有してから営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有してから営業年数が５年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有すること。

③　各構成員の出資比率は、２者で構成される場合は30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

④　当社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼　１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を下記に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目　工事目的物の性能・機能に関する事項の性能・機能の「コンクリートの品質管理」、社会的要請に関する事項の安全対策の「安全管理」及び環境保全の「環境対策」を評価項目とする。

⑶　評価項目内容　技術提案は、評価項目毎に２提案以内とし、３提案以上の場合はその評価項目の提案を全て不採用（０点）とする。技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。なお、技術提案の枚数は、提案数に係らず説明図面及び写真等を含み評価項目毎にＡ４版片面２枚以内、全体でＡ４版片面６枚以内とし、規定枚数を超えた場合は全て不採用とする。技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案については採用しない。

①　性能・機能「①コンクリートの品質管理」　下部工等のコンクリート構造物の品質向上対策とその効果について記述する。

※コンクリート配合の変更又は添加剤の追加等が伴う材料自体の変更についての技術提案は不採用とする。

②　安全対策「②安全管理」　本線内工事用道路を使用した土運搬における安全対策について、期待できる効果を含めて記述する。

※交通保安要員の追加配置に関する技術提案は不採用とする。

③　環境保全「③環境対策」　周辺環境への配慮すべき項目・対策（騒音・振動・CO_2削減）とその効果

⑷　評価項目の評価基準

①　優　技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。

②　良　技術提案が適切であり、工夫がみられる。

③　可　技術提案が適切であるが、標準的である。

④　不可（不採用）　技術提案が求めた内容に合致していない。若しくは、提案内容が不適切である。

⑸　評価点の付与方法　評価点の付与方法は、評価者が３⑷評価項目の評価基準に基づき絶対評価した評価結果を下記の項目別配点の平均点で評価し付与する。（判定方法）

①　性能・機能「コンクリートの品質管理」
　項目別配点　優30点、良15点、可０点、不可０点

②　安全対策「安全管理」
　項目別配点　優40点、良20点、可０点、不可０点

③　環境保全「環境対策」
　項目別配点　優30点、良15点、可０点、不可０点

⑹　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格による価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）
　αの値は「0.2」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
　（（Ｐ／Ｌ×100）－50）／（Ｘ／Ｌ－0.5）（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
　100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

⑺　３⑹において、総合評価点の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。